

議第71号

平成26年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度滋賀県の母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,310千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172,710千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成27年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 4,505	千円 5,333	千円 9,838
	1 一般会計繰入金	4,505	5,333	9,838
2 繰越金		46,052	8,133	54,185
	1 繰越金	46,052	8,133	54,185
3 諸収入		101,843	6,844	108,687
	1 県預金利子	84	△ 63	21
	2 貸付金元利収入	101,513	6,929	108,442
	3 雑収入	246	△ 22	224
歳入合計		152,400	20,310	172,710

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 健康福祉費		千円 152,400	千円 3,214	千円 155,614
	1 母子および寡婦福祉資金貸付事業費	152,400	3,214	155,614
2 予備費		—	17,096	17,096
	1 予備費	—	17,096	17,096
歳出合計		152,400	20,310	172,710